

公 告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得（平成 2 7 年防衛装備庁公示第 1 号）を熟知の上、参加されたい。

記

- 1 入 札 方 式 一般競争入札
- 2 入 札 日 時 令和 8 年 1 2 月 9 日（水） 1 3 時 1 5 分
- 3 入 札 場 所 防衛装備庁 調達事業部 武器調達官事務室（電子入札・開札システムのみの場合）
防衛装備庁 第 2 入札室（D 棟 2 階）（紙による入札がある場合）
- 4 参 加 資 格 (1) 予算決算及び会計令第 7 0 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和 7 ・ 8 ・ 9 年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」の A、 B 又は C 等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
また、上記の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則第 1 8 条第 4 項各号のいずれかに該当するものであること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとする者については、令和 8 年 1 2 月 7 日（月） 1 8 時 0 0 分までに当該要件を証する書類等を提出すること。
(4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 5 入 札 方 法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 100/110 に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 保 証 金 入札保証金 ・ ・ ・ 免除
契約保証金 ・ ・ ・ 契約金額の 10/100 以上の現金又は銀行との間の連帯保証状を通常とする。
- 7 保 証 金 の 処 分 契約保証金は契約者がその義務を履行しないときは、国庫に帰属する。
- 8 保証金納付の免除 6 の保証金以上の金額につき、保険会社との間に国を被保険者とする履行保証保険契約を結んだときは契約保証金を免除する。
- 9 入 札 の 無 効 4 の参加資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。
- 1 0 契約書作成の有無 有
- 1 1 適用する契約条項 製造請負契約条項
資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項
生産性向上推進制度に関する特約条項
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項

1 2 入札に付する事項

調達要求番号	品名	規格	数量	納入場所	納期	摘要
1-08-2005-020A-HW-3713	9 9 式自走 1 5 5 mm りゅう弾 砲用部品（パノラマ眼鏡托座）	仕様書の とおり	3 E A	陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地	R11.3.30	

- (1) 説 明 会 無
- (2) 見 本 提 出 無
- (3) 内 訳 書 提 出 無
- (4) 提 出 書 類 等 無
- 1 3 そ の 他
- (1) 防衛装備品等調達システムの利用 本件は、防衛装備品等調達システムを利用する案件である。防衛装備品等調達システムによる入札の場合、入札書の受領期間は令和 8 年 1 2 月 2 日（水） 9 時 3 0 分から令和 8 年 1 2 月 8 日（火） 1 8 時 0 0 分までとする。ただし、行政機関の休日を除く。なお、防衛装備品等調達システムの障害により、入札取り止めを含め、本公告内容が変更となる場合がある。
また、防衛装備品等調達システムにより難しい者については紙入札方式を用いるものとする。この場合には、令和 8 年 1 2 月 8 日（火） 1 8 時 0 0 分までに防衛装備庁調達事業部武器調達官付調達第 1 班に「紙入札方式参加届」を提出すること。

- | | |
|----------|--|
| (2) 端数処理 | 入札書に記載された金額の110/100に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申込みがあったものとする。 |
| (3) 下請負 | 現に指名停止を受けている者の下請負（下請負の届出によるものを除く。）については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。 |
| (4) その他 | <p>11に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特殊条項」を別途適用する。</p> <p>本書記載事項の詳細及び仕様書等の貸出又は閲覧については、防衛装備庁調達事業部武器調達官付調達第1班(問い合わせ先：03(3268)3111 内線35635)に照会のこと。</p> <p>予定価格が一千万円を超える製造その他についての請負契約の場合において最低価格の入札金額が低入札価格調査基準に該当した場合、低入札価格調査を行い、入札金額が当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、または、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であるとみとめられるときは、落札者とし不在する場合がある。</p> <p>なお、当該調査にあたり、入札金額の内訳書の提出やその資料に関する説明を求めることになり、この提出及び説明の求めに応じない場合、または不十分な場合には「契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある」ものとして落札者とし不在する場合がある。</p> |